

番号	5 - 2	申請者	診療情報管理士 草場 亮介
【審査申請課題】 院内がん登録全国収集データの二次利用、オプトアウト機会の提供について			
【審査課題の概要】 院内がん登録は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）により、院内がん登録の実施に係る指針（厚生労働省告示第四百七十号）に即して行うこととされている。提出元が保持する対応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されているが、その二次的な利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されている。			
審査結果	条件承認（ 令和5年4月26日 ）		